

議定書の早期締結を目指し、日本にふさわしい国内措置のあり方について検討するため、環境省が平成24年9月に、産業界、学術研究分野及びNGO等の有識者から構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」(座長：磯崎 博司 上智大学大学院教授) (以下、「検討会」)を設置。

(14名：五十音順、敬称略)

浅間 宏志	日本漢方生薬製剤協会 生薬委員長
足立 直樹	(株)レスポンスアビリティ 代表取締役
【座長】磯崎 博司	上智大学大学院 地球環境学研究所 教授
小幡 裕一	(独)理化学研究所 バイオリソースセンター長
北村 喜宣	上智大学 法科大学院 教授
小原 雄治	(共)情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所 特任教授
(鈴木 睦昭)	(共)情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所知的財産室長(24年度委員)
鈴木健一郎	(独)製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジーセンター 上席参事官
炭田 精造	(一財)バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 技術顧問
寺田 雅一	(株)タキイ種苗 総務部 法務課長
西澤 義則	(株)花王生物科学研究所 シニアパートナー
二村 聡	(株)ニムラ ジェネティックソリューションズ 代表取締役
藤井 光夫	日本製薬工業協会 知的財産部長
丸山 純一	(一財)食品産業センター 技術環境部次長
吉田 正人	筑波大学大学院 人間総合科学研究科 教授(NACS-J専務理事)
(オブザーバー)	名古屋議定書に係る国内調整等作業部会 関係省庁等



「名古屋議定書の国内措置に係るあり方検討会報告書」(平成26年3月)より

- **基本的な考え方の反映**

適正な利用の促進、遺伝資源の流通の円滑化



- **国内措置の対象の明確化**

「遵守措置の対象とする遺伝資源は、議定書が発効し、日本の遵守措置が実施された後であって、かつ、他の締約国でABS法令等が施行された後に、当該他の締約国において取得された遺伝資源に限定するべき。」 Y:¥★absシンポジウム_勉強会¥06_記録

- **明確、簡素かつ実地的な措置の検討**

- **遵守措置の不履行への対処**

「不履行の状況に対処するための適当で効果的な、かつ、均衡のとれた措置をとる必要がある。」

- **主権的権利の行使の必要性等の整理**

「現時点では、遺伝資源等についての国内PIC制度は措置するべきではない。しかし、遺伝資源を巡る情勢の変化等から将来的に必要な場合に備えて検討は継続する必要がある。」



生物多様性条約

- 3番目の目的として遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を規定
- ABS(Access and Benefit Sharing)に関する基本的なルールを設定



* 議定書の有無にかかわらず、提供国の法令等の遵守は必要

名古屋議定書

- 条約で定められたルールの適正な実施を確保する措置を規定

